

## 秋田県における弁護士殺害事件に関する会長声明

平成22年11月4日未明、秋田弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が、秋田市内の自宅で、侵入して来た男性に殺害されるという事件が発生した。同弁護士の冥福を心からお祈りする。

事件の事実関係や背景はなお不明であるが、これまでに報道されているところからすると、この男性が同弁護士の業務に関して恨みを抱いて事件を起こした可能性が大きい。仮にそのようなものであったとすれば、弁護士業務についての重大な妨害行為であって、法治国家である我が国においては、断じて許すことができない行為である。

残念なことに、近年、このような事件が頻発している。本年6月には、横浜弁護士会所属の会員が、事務所内において、離婚事件の相手方であった男性から殺害されるという事件が起きたばかりである。当会においても、平成19年9月に所属会員の法律事務所の職員が事務所内で殺害されるといった事件が発生したほか、本年4月には、当会会員の事務所に刃物を持った男性が訪れ当会会員に面談を強要するという事件も起きている。このような暴力や脅迫・強要などの手段による弁護士業務への妨害は、基本的人権を擁護し社会正義の実現を使命とする弁護士制度に対する不当な攻撃であり、司法制度や法秩序に対する重大な挑戦である。特に今回は、尊い命が奪われるという取り返しがつかない痛ましい結果に至っているのであって、断じて許すことができない。

国連の「弁護士の役割に関する基本原則」は、その第16条において、「政府は、弁護士が脅迫、妨害、困惑あるいは不当な干渉を受けることなく、その専門の職務をすべて果たし得ること・・・を保障するものとする」と定めている。

当会は、このような国連原則に則り、市民とともに、このような弁護士の活動への妨害や脅迫・強要が法の支配、民主主義への挑戦であるとの理解を共有し、今回の行為に対して強く抗議するとともに、このような脅迫・強要などの妨害行為から会員を守り、会員が弁護士の使命を貫徹できるように、全力を尽くす決意であることをここに声明する。

2010年（平成22年）11月9日

大阪弁護士会

会 長 金 子 武 嗣